

第2章

信書便事業に関する取組

信書便事業は平成15年から新たに参入が可能となりました。

平成27年には信書便法が改正されたこともあり、総務省では、全国各地で信書便事業に関する周知・広報に取り組んでいます。

また、個人情報の保護に関する国民の意識が高まる中、信書便事業分野においても適切に個人情報保護が図られるよう、総務省としても必要な施策を講じているところです。

この章では、こうした信書便事業に関する総務省の取組や、業界団体の活動のほか、信書便事業に参入する際の行政手続きや参入後の留意事項についてご紹介します。

第1節 他人の信書の送達に関する適法性の確保 - 20

第2節 信書の送達に関する制度の周知 —— 23

第3節 信書便事業に関する施策・業界の動向 — 25

- 1 個人情報保護の推進
- 2 信書の送達サービス受付用への115番の使用について
- 3 「特定信書便マーク」について
- 4 信書便事業者協会の活動について

第4節 信書便事業に参入するには —— 31

- 1 事業開始までの流れ
- 2 事業の実施に関する許認可の基準
- 3 事業開始後の遵守事項
- 4 事後的な監督

他人の信書の送達に関する 適法性の確保

他人の信書の送達の事業は、原則として、日本郵便株式会社と信書便事業者のみが行うことができ、郵便局のゆうパックやゆうメール、宅配事業者の宅配便やメール便では、原則として、信書の送付はできません。

こうしたルールが法律で定められている理由は、信書の送達が、宅配便やメール便のような「物の運送」ではなく「通信」手段の一つであるためです。

総務省では、こうした法律の趣旨について、

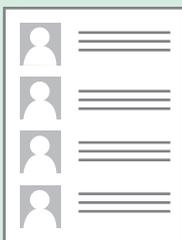
信書の送達に関する制度説明会（P23参照）などで周知するほか、これに違反すると認められる事案に対して、差出人と送達事業者の双方に対し、再度繰り返すことのないよう、説明・指導をしています。

総務省としては、今後とも、こうした法律の趣旨について周知を進めるとともに、法律に違反すると認められる事案に対して指導をしてまいります。

信書の送達に関する Q&A

Q1 個人情報が含まれる文書はすべて信書にあたりますか？

A 信書に該当するか否かは、個人情報を含むか否かによってではなく、その文書の内容が、特定の受取人に対して、差出人の意思を表示したり、事実を通知するものであるか否かによって判断されます。



Q3 法人あての文書は信書にあたりますか？

A 受取人は個人か法人かを問いません。差出人がその意思の表示又は事実の通知を受けるものとして特に定めてあれば、「〇〇会社 御中」と記載された場合、「〇〇会社」に対するの意思の表示又は事実の通知となるため、信書に該当します。



Q2 封筒に「親展」とあったらすべて「信書」にあたりますか？

A 封筒に「親展」と記載があっても、必ずしも信書に該当するとは限りません。信書に該当するか否かは、その封筒に収められた文書の内容が、特定の受取人に対して意思を表示したり、事実を通知するものであるか否かによって判断されます。



Q4 会社内での他部署あての文書も信書にあたりますか？

A 会社内のある部署から別の部署にあてた場合でも、差し出す部署からの意思を表示し、又は事実を通知する文書であれば、信書に該当しますので、遠隔地に所在する別の部署への送付を外注する場合は、郵便又は信書便を利用する必要があります。





信書の送達に関する Q&A

Q5 他社と結んだ契約書を、保管のために支店から本社に送付することは、信書の送達に該当しますか？

A 保管のために他の部署に送ることは、組織の中での物理的な移動に過ぎないと解されるので、このような場合は信書の送達には該当しません。
ただし、契約を締結したという事実を通知するために当該契約書を送付することが明らかな場合（「支店でこのような契約を締結したので報告します」という文書が添付されている場合等）は、信書の送達に該当します。

Q9 各種試験の合否や得点・偏差値等を記載した文書は信書に該当しますか？

A 各種試験の合否や得点・偏差値等を記載した文書を、その内容を通知するために送付する場合には、差出人から特定の受取人に対して意思を表示したり、事実を通知する文書であるため、信書に該当します。

Q6 生命保険の勧誘のためのパンフレットに、勧誘相手（顧客）に関する独自の保険プランを作成して提案するような内容を盛り込んでいる場合、信書に該当しますか？

A 個別のプランを提案しているようなものは、特定の受取人に対して差出人の意思を表示する文書なので、信書に該当します。これを封書等で顧客に送る場合は郵便又は信書便をご利用ください。

Q10 履歴書は信書に該当しますか？

A 履歴書は、一般的に、応募する会社等に対し自らの経歴や資格等の情報を通知する文書であり、応募者から会社等に送付する場合は、特定の受取人に事実を通知する文書となるため、信書に該当します。

また、会社等による選考後、当該履歴書を応募者に返送する場合は、応募者への合否の通知という信書を送付する際に同封することが一般的であるため、郵便又は信書便で送付する必要があります。

なお、会社等から応募者に履歴書を単体で返送する場合は、会社等から応募者に対して意思を表示したり事実を通知する文書ではないため、信書には該当しません。

Q7 金融機関などが発行している約款をお客様に送る場合はどうですか？

A 約款の記載内容は特定の人に対するものではないため信書には該当しません。このため、金融機関が口座を開設したお客様に対して、例えばキャッシュカード（信書には該当しません）に約款を同封して送る場合は郵便・信書便以外のサービスを利用しても問題ありません。

Q11 車検証は信書に該当しますか？

A 車検証は、陸運局等が自動車の所有者に対して、登録された自動車が保安基準に適合していること及び記載された所有者が所有権を有しているという事実を通知したり、意思を表示する文書であり、信書に該当します。

一方、自動車の所有者が受領した後においては、その車検証による事実の通知や意思の表示が既になされた後であるため、その原本もコピーも、信書に該当しません。

【類例】
血統書、合格証書、産業廃棄物管理票、点検表・調査報告書・検査成績票・品質証明書その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書

Q8 市販されている製品の取扱説明書は信書に該当しますか？

A 市販されている製品の取扱説明書は、広くその製品の使用者一般に対し、その製品の使用方法や使用上の注意などの意思を表示し、又は事実を知らせるものであり、特定の受取人に対するものではないため、信書には該当しません。

【類例】
市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書、約款、目録見書

Q12 自己の証明書のコピーを家族に送ることは信書の送達になりますか？

A 証明書や許可書は、発行元からその証明や許可を受ける者へ送付する場合は信書に該当しますが、その証明書等を受領した者が、他所に原本やコピーを送付する場合は、信書に該当しません。



Q13 どのような文書が添え状・送り状にあたりますか？

A 貨物の送付と密接に関連し、その貨物を送付するために従として添付される無封の添え状(※)・送り状は信書に該当しますが、貨物に添えて送付することができます(郵便法第4条第3項)。

※添え状とは：送付される貨物の目録や性質、使用方法等を説明する文書および当該貨物の送付と密接に関連した以下に掲げる簡単な通信文が該当します。



- 貨物の処理に関する簡単な通信文
- 貨物の送付目的を示す簡単な通信文
- 貨物の授受または代金に関する簡単な通信文
- 貨物の送付に関して添えられる挨拶のための簡単な通信文
- その他貨物に従として添えられる簡単な通信文であって、上記に掲げる事項に類する簡単な通信文

Q14 ある人に誕生日プレゼント(貨物)を送るにあたって、その中にメッセージ文を同封したいのですが、このような方法は、郵便法違反にあたりませんか？

A そのプレゼントの送付に密接に関連し、貨物に従として添えられる簡単な通信文(「添え状」・「送り状」の範囲)でしたら、問題ありません。プレゼントを送るきっかけとなったお祝いの言葉や一般的な挨拶の文言などは許容範囲と言えます。

Q15 添え状・送り状の「無封」とはどういう状態のことですか？

A 「無封」とは、(1)封筒等に納めていない状態、(2)封筒等に納めて納入口を閉じていない状態のことをいいます。また、封筒等に納めて納入口を閉じている場合であっても、(3)当該封筒等が透明であり容易に内容物を透視することができる状態、(4)当該封筒等の納入口付近に「開閉自由」等の表示(※)をするなど運送業者等が内容物の確認のために任意に開閉しても差し支えないものであることが一見して判別できるようにしてある状態も「無封」に含まれます。



※表示の例

- 「開閉自由」
- 「添え状・送り状につき開封可」
- 「添え状*本状は、郵便法により(内容を確認するため)開封する場合がございますので、予めご了承ください。」(百貨店等でお客様がお持ちになった封をした添え状を贈答品に添付して送付する場合の表示例)

Q16 結婚式や葬儀の会場に、インターネットやファックス等により祝辞や弔辞等のメッセージを送った場合、このメッセージ(プリントアウトしたもの)を当該会場内で名宛人に手渡す行為は、他人の信書の送達にあたりますか。また、その文書を後で名宛人の自宅へ送付することについてはどうですか？

A 会場に届けられたメッセージが紙などの文書になると信書になりますが、それをその場で、他人が名宛人に手渡したとしても、信書を送達したとまでは言えません。

しかし、その文書を自宅へ送付する場合は、他人の信書を送達することに該当しますので、郵便又は信書便をご利用ください。

信書の送達に関する 制度の周知

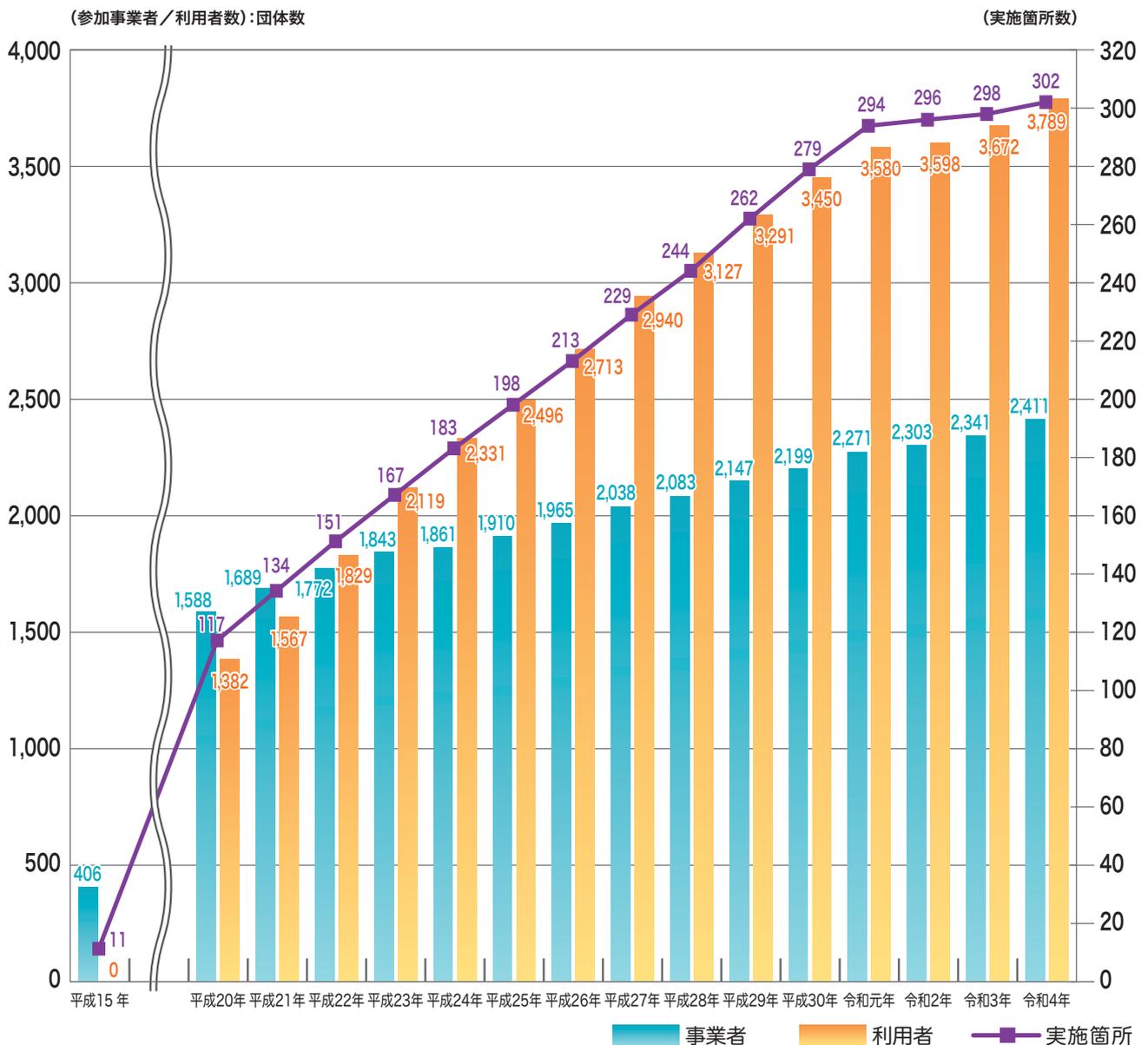
総務省では、信書を適切に送っていただき、また信書便事業について知っていただくため、信書の定義や信書便制度などに関する説明会を開催しています。

令和4年度は、この説明会をweb会議システム又は対面により4回開催し、信書便の利用の検討等をされている117団体、信書便事業への参入の検討等をされている70団体に参加いただきました。

説明会は、年度ごとに開催時期や開催場所を検討しておりますので、ご関心をお持ちの方は、総務省又は各総合通信局・沖縄総合通信事務所のホームページをご覧ください（P53参照）。

また、説明会に参加できない等の事業者や公的団体等に総務省職員が個別訪問等による説明も行っています。

表8 信書の送達に関する制度説明会の実施状況(累計)



このような説明活動以外にも、信書の送達に関する制度に係る周知活動として、信書制度の周知用ポスターの国民の目に触れやすい場所(地方自治体や事業者等)への掲示にも取り組んでいます。また、その他次のような取組を行っています。

- ・ 信書の送達に関する制度周知用チラシの配布
- ・ 信書便年報の配布

- ・ 信書の定義解説DVD「知っておきたい信書のルール」の作成、総務省ホームページ及びYouTubeへの動画掲載
 - ・ 「特定信書便事業のご案内」パンフレットの配布
 - ・ 総務省ホームページ「信書便事業のページ」での周知広報(P52参照)等
- 総務省では、引き続き、信書の送達に関する制度の周知に努めることとしています。



■ 信書の送達に関する制度周知ポスター



■ 信書便年報



■ DVD 「知っておきたい信書のルール」



信書便事業に関する 施策・業界の動向

1 個人情報保護の推進

信書便事業分野においては、憲法上の要請に基づき信書便法に規定されている信書の秘密の保護に加え、個人情報についても個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に基づき、その適正な取扱いを確保することが重要です。

総務省では、信書便事業者が信書の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針として、平成20年3月に「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」を定めました。また、ガイドラインの内容を分かりやすく説明している「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン

の解説」を併せて定めています。

信書便事業者はこのガイドラインに基づき、氏名や生年月日など特定の個人を識別する情報、いわゆる個人情報の取扱いについて、例えば利用目的をできる限り特定することや、本人の同意を得ない第三者提供を制限することなど、適正な取扱いをすることが求められています。

信書便事業者は、このガイドラインの規定に加え、信書便管理規程(P32参照)におい

信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン (令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第3号)

信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説

信書便事業分野における個人情報の保護について
(総務省ホームページ)
https://www.soumu.go.jp/yusei/kojin_joho/index.html

【参考】

令和2年改正個人情報保護法の概要

- ・ 利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和
- ・ 保有個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする
- ・ 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする
- ・ 6か月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする
- ・ オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定
- ・ 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人への通知を義務化
- ・ 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法による個人情報の利用の禁止
- ・ 氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和
- ・ 提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付け

令和3年改正個人情報保護法の概要

- ・ 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化
- ・ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化

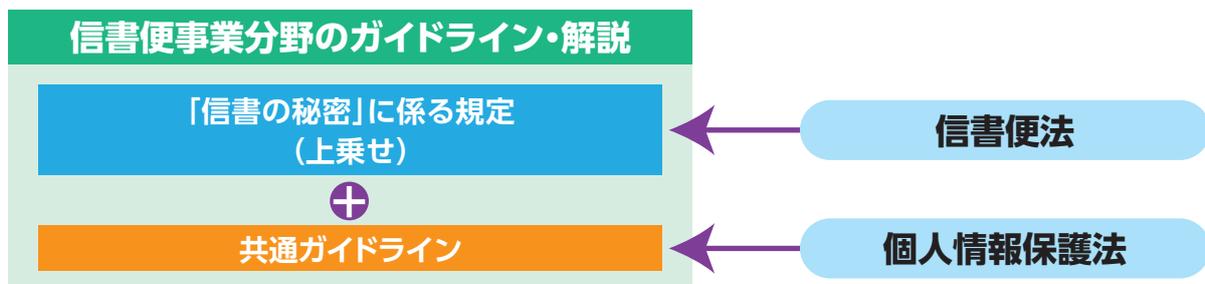
て、顧客情報を安全に管理するよう措置を講じることになっています。

なお、自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、令和2年6月に個人情報保護法が改正され、また、令和3年5月に個人情報保護法の一部改正を含むデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)が公布されたこと等に伴い、「信書便事

業分野における個人情報保護に関するガイドライン」及びその解説についても改正しました。

このガイドラインは、個人情報保護委員会が策定した「個人情報の保護に関する法律のガイドライン」に準拠した内容とした上で、個人情報保護法と信書便法における「信書の秘密」の保護に関する規定との整合性を確保するために必要な、信書の秘密に係る個人情報の取扱いに関する特例規定を追加したものとなっています。

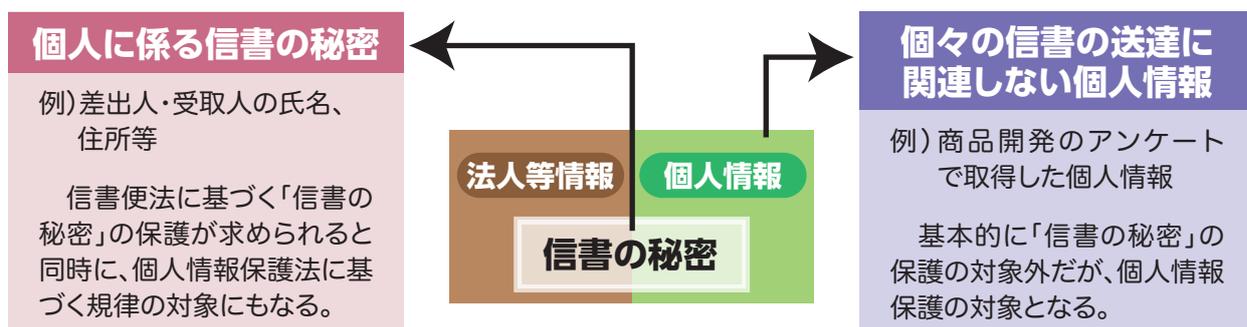
図表9 信書便事業分野のガイドライン・解説と個人情報保護委員会が策定した共通ガイドラインとの関係



【信書便事業分野のガイドラインにおける信書の秘密に係る個人情報の取扱いに関する主な特例規定】

- ・ 信書便事業者は、個人情報保護法で例外的に個人情報の目的外の利用が認められる場合であっても、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、信書の秘密に係る個人情報を取り扱ってはならない(第5条第4項)。
- ・ 信書便事業者は、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、信書の秘密に係る個人情報を取得してはならない(第7条第3項)。
- ・ 信書便事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る信書便法第5条その他の関連規定を遵守しなければならない(第15条第10項)。

図表10 「信書の秘密の保護」と「個人情報の保護」との関係





2 信書の送達サービス受付用への115番の使用について

総務省では、平成20年4月から「信書の送達サービス受付用への115番の使用に関する検討会」を開催し、NTTの電報受付用の電話番号として使用されてきた115番について利用者の利便性確保の観点から検討を行い、電報と遜色のないものである等一定の条件(受付時間、配達時間、配達地域等)の下、特定信書便事業者が提供する電報類似サービスの受付用に115番を使用することは問題ないとの結論を得ました。これを受けて、平成21年6月1日に、総務省において「電気通信番号規則の細目を定めた件(告示)」の一部改正を行い、115番は電報受付用に加え、特定信書便事業者が提供する電報類似サービス(提供条件が電報に準ずる特定信書便役務)の受付用にも使用可能となりました。

また、告示改正にあわせて、利用者の利便性確保のため、検討会報告書が求める115番により信書の送達サービス受付を行う場合の利用者への周知方法や基本的なサービス水準等、その具体的内容を定めた「信書の送達サービス受付用への115番の使用に関するガイドライン」が社団法人(現一般社団

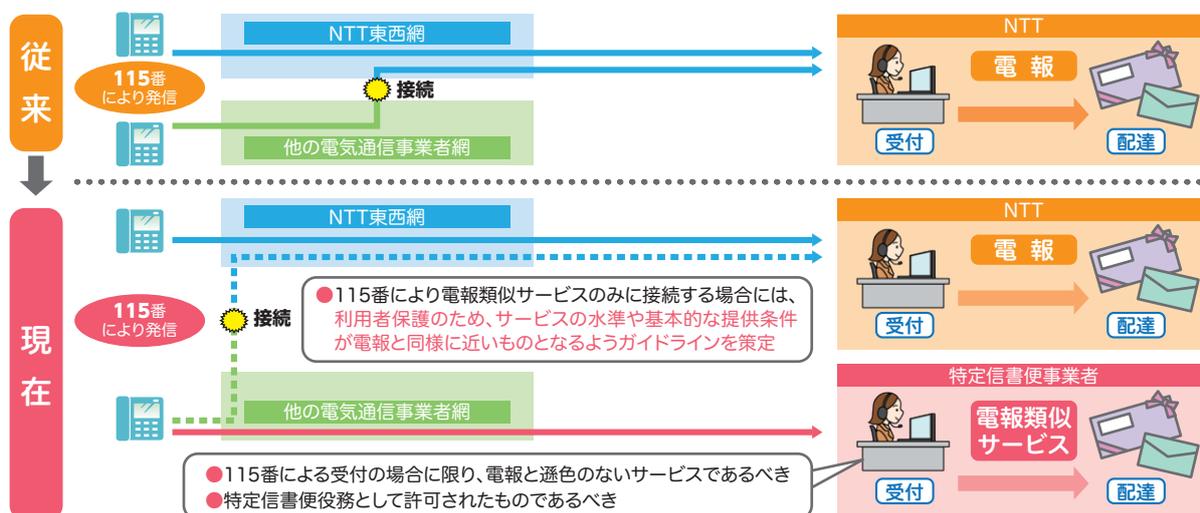
法人)電気通信事業者協会において策定されました。

そして、平成22年2月から115番ダイヤルからの接続による電報類似サービスの提供を一部の事業者が開始し、平成23年7月からは一部の携帯電話端末から、平成24年8月からは一部のIP電話から、それぞれ115番ダイヤルを通じたサービス利用も可能となりました。さらに、平成28年2月から他の事業者が115番ダイヤルからの接続による電報類似サービスの提供を開始し、国民利用者の選択肢の多様化や利便性の向上につながっています。

その後、令和元年5月に新たな電気通信番号制度が始まり、電報及び電報類似サービスの受付には引き続き115番を使用することが、「電気通信番号計画(告示)」において定められています。

このように、告示及びガイドラインに沿った形で115番が使用されることにより、多様で利便性の高い電報や電報類似サービスが提供されることが期待されるところです。

電報類似サービス受付用(電報に準ずる特定信書便役務)への115番の使用形態



3 「特定信書便マーク」について

特定信書便事業者から、信書を取り扱うことが可能であることを明解に示すシンボル類の制定に対する要望が強く寄せられてきたことを踏まえ、平成22年3月に、総務省において特定信書便事業者であることを示す「特定信書便マーク」を制定しました(下図)。総務省ではこのマークの制定により、

①利用者が特定信書便事業者を容易に識別可能となる、②特定信書便事業者に対する信頼性の向上を通じ、特定信書便事業全体の活性化に資する、③特定信書便事業者自身の適正な業務運行継続のインセンティブとなる、という効果を期待しています。

マークのデザイン

このマークは、総務省が特定信書便事業者の応募の中から公正に選定したものです。

平和の象徴であるハトが、「信書」を運んでいる姿を表現したもので、古代から通信を担ってきた伝書鳩が、信書を安全・確実に送り届けることをイメージさせる作品です。背景のブルー色は、「希望」「冷静」のイメージ(“Blue Bird”<青い鳥・希望の鳥>)から、リボン付きの信書を大切な相手に向けて無事に届ける願いを込めています。



- 色 (JIS 慣用色名) / コバルトブルー
- マークの大きさ (縦・横の比率)
縦：横=1：1

マークの使用

本マークは、総務省が商標登録をしています。特定信書便事業者は、総務省から商標に係る通常使用权の許諾を受けることにより、特定信書便マークを無料で使用することができます。現在、約250の特定信書便事業者が利用しています。



●実際の使用例



4 信書便事業者協会の活動について

参入事業者の増加に伴い、信書便事業者同士の情報交換や業界の周知・信頼性向上を図っていこうとする機運が高まり、信書便事業の分野においても、業界団体の設立を呼びかける事業者が出て来ました。

そのような中で、平成23年9月6日に、呼びかけに応じた100者程度の事業者による設立総会が催され、自発的な任意団体としての「信書便事業者協会」が発足しました。

同協会では、平成24年1月にHPを立ち上げ、同年3月に第1回定時総会を開催しました。平成24年度からは交流・コンプライアンス委員会と広報・環境委員会を立ち上げてタスク活動を始めるとともに、「信書便事業の活性化に関する研究会」の開催、業界誌への協会関係記事掲載の働きかけ、業界誌での信書便事業に関する座談会の開催など、各種活動を精力的に実施してきています。

さらに今後の信書便事業の周知・拡大にますます大きな役割を果たしていくとともに責任ある立場で業界をけん引し、社会的な信頼を得ていくためには法人化が絶対必要であるという考えから、平成24年10月に臨時総会において一般法人化について承認されました。

平成25年1月4日、同協会は、信書の送達の事業を営む事業者が、その業務の適正な運営を確保するとともに、事業者同士の情報交換、連携を行い業界全体の活性化を図ることにより、信書便利用者に対する更なるサービスの向上を行い、会員の事業拡大の機会を拡げることが目的として、一般社団法人に移行しました。令和5年6月末日現在、119者が会員となっています。

同協会では、総務省の情報通信審議会の「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」第2

次中間答申(平成26年12月4日)の提言に基づき、利用者の視点に立った信書便事業の健全な発達に係る業界の自主的な取組を促進することの一環として、①講習会の実施、②自治体視察会、③顧問会議の開催、④優良信書便事業者表彰の実施、⑤信書制度に関する利用者への周知等に取り組んでいるところです。

①講習会の実施

信書便事業者の社会的信用の維持向上と信書便事業の適正な実施を確保するため、全国すべての地域を対象に主にオンライン形式講習会を開催し、ハイブリッド形式(集合とオンライン)講習会も交えながら開催しています。

平成30年から信書便管理者向け講習会に加え、初級管理者向け講習会及び従事者向け講習会の実施もスタートさせました。令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により従前の集合型講習会を実施することができない状況となりましたが、同協会は新しい生活様式に即した講習会開催方法としてオンライン形式の講習会を同年12月に実施を開始し、令和5年はオンライン形式の講習会と、ハイブリッド形式の講習会を合わせて14回開催しました。

講習会の新しい試みとして個別訪問講習会も実施しています。

◎講習会の概要(管理者向け講習会の例)

- ・講習①：信書便管理者が理解しておくべき事項
- ・講習②：信書便事業運営のポイント
- ・理解度テスト
- ・修了証の交付

②自治体等視察

毎年視察会を予定しています。令和4年は7月に札幌市にて10月には美濃加茂市にて視察会を実施しました。また、令和5年は8月に大阪にて信書便事業者の3号役務の視察を行いました。

③信書便事業者協会顧問会議の開催

信書便事業者協会におけるガバナンスの客観性・透明性を担保するため、会長の諮問機関として、外部有識者を構成員として平成28年度に設置し、年2回以上開催しています。

④優良信書便事業者表彰の実施

適正な業務運営の確保、利用者に対するサービス向上及び事業機会の拡大を図るため、これらに貢献する活動を行った者を表彰する制度を平成28年度に創設し、表彰しています。

⑤信書の制度に関する利用者への周知

国会における附帯決議を踏まえ、信書の制度に関する利用者の理解及び認識を深めるため、協会及び会員による周知活動を強化しています。

さらに平成30年度からは、信書便事業に新規参入した新許可事業者向けに書類の作成や管理方法などのアドバイスを行う支援サービスを開始しています。

総務省としては、関係行政機関等との連携の下、同協会による業務の適正な運営の確保への積極的な貢献が重要と考えており、同協会には他の模範となる優良事業者の育成とともに、業界全体のレベルアップへの尽力を期待しています。

**【参考】 郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方
<平成25年10月1日付諮問第1218号>
第2次中間答申(抜粋)**

2 郵便・信書便市場活性化のためのその他の規制緩和措置等

サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るため、以上のとおり、特定信書便事業の業務範囲を拡大するほか、以下のとおり、迅速な事業展開を可能とするための規制緩和措置を講ずるとともに、**利用者の視点に立って、事業の健全な発達に係る業界の自主的な取組を促進することが必要である。**

(1) 信書便の約款・業務委託に係る認可手続の簡素化と業界の自主的な取組の促進

③事業の健全な発達に係る業界の自主的な取組の促進

信書便事業には法制定時の想定を超える多種多様な業態からの参入があり、今般の業務範囲の拡大によりこの傾向がより強まることが想定されるとともに、約款に係る認可手続の簡素化により事後規制に重点が移ることとなる。これに伴い、**事業者の社会的信用の維持向上と事業の適正な実施の確保といった信書便事業の健全な発達に係る業界の自主的な取組が従来に増して重要となることから、広報活動や講習会の実施、利用者保護等の信書便事業者団体の自主的な取組を促進することが適当である。**



Association of letter service enterprise
信書便事業者協会

連絡先

一般社団法人 信書便事業者協会 事務局

東京都港区台場1丁目6番1号 デックス東京ビーチ 6階
TEL : 03-5500-5959

E-mail : jimushinsho@shinsho-bin.com

http://shinsho-bin.com/

第4節

信書便事業に参入するには

1 事業開始までの流れ

信書便サービスを提供するためには、①信書便事業の許可、②信書便約款(サービスの提供条件について定めたもの)の認可、③

信書便管理規程(信書便物の秘密を保護するための業務上の管理方法について定めたもの)の認可、を得ることが必要です。

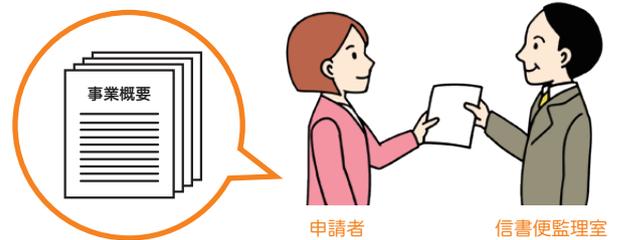
以下に、サービスの提供開始までの一般的な手続の流れを紹介します。

事業開始までの主な手続

1 相談

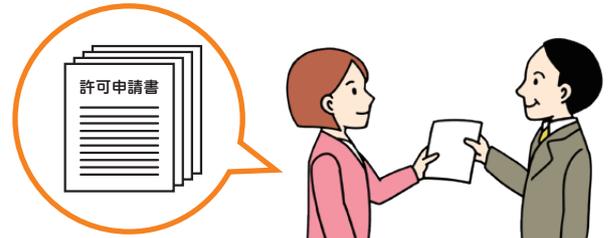
予定しているサービスの内容などを踏まえ、申請内容を総合通信局等の信書便監理室(P53参照)と相談します。

※特定信書便事業(P4参照)の場合は、②と④の同時申請が可能です。



2 信書便事業の許可の申請

①で固まった内容で事業計画を作成し、事業収支見積書などを添付して許可を申請します。



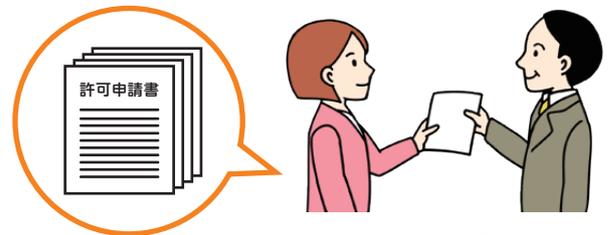
3 審査・審議会への諮問・許可

②の提出書類を審査し、第三者的な立場の審議会への諮問を経て、事業を許可します。



4 信書便約款・信書便管理規程の認可の申請

サービスの提供条件について定める約款と、業務の管理に関する内部規程(管理規程)を作成して、認可を申請します。※信書便約款は、総務大臣が定めた標準信書便約款と同一のものを定めた場合は、認可の申請は必要ありません(標準信書便約款を定めた告示は、総務省ホームページで参照可能)。



5 審査・審議会への諮問・認可

④を審査し、第三者的な立場の審議会への諮問を経て、それぞれについて認可します。



6 信書便事業の開始と届出

事業を開始したら、その旨を届け出ます。

※この他、一般信書便役務の料金の届出や他の運送事業者への業務委託又は他の信書便事業者との協定を行う場合の認可申請などもあります。

信書便事業の実施に関する主な許認可の基準は以下のとおりです。

1

信書便事業の許可の基準



- ▶ 事業計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること
(受取人への手交や確実な受箱投函<郵便・新聞受箱等への投函>)
- ▶ (一般信書便事業のみ) 全国の区域において、一定の基準に適合する方法で一般信書便物の引受けや配達を行う計画が含まれていること
(信書便差出箱<ポスト>の設置、週5日以上の配達など)
- ▶ その他事業の遂行上適切な計画を有するものであること
 - ・ 交通法令の遵守 (3時間以内の送達の役務)
 - ・ 適正かつ明確な収支見積の算出
- ▶ 事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること
 - ・ 財産的基礎
 - ・ 関係行政庁の必要な許可



2

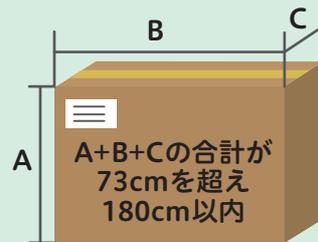
信書便約款の認可の基準



- ▶ 以下に関する事項が適正かつ明確に定められていること
 - ・ 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項
 - ・ 信書便の役務に関する料金の収受に関する事項
 - ・ その他信書便事業者の責任に関する事項

記載事項の具体例

- ・ 大きさ及び重量の制限、包装の方法など引受け条件
- ・ 誤配達の際の措置、転送及び還付の条件
- ・ 料金の収受方法や損害賠償の条件



(寸法は一例です)

- ▶ 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

3

信書便管理規程の認可の基準



- ▶ 信書便事業者の取扱中の信書便物の秘密を保護するものとして適当であること

記載事項の具体例

- ・ 信書便の業務の監督等を行う信書便管理者の事業場ごとの選任
- ・ 信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法
- ・ 事故若しくは犯罪行為の発生又は犯罪捜査時の報告、記録その他の措置
- ・ 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施





3 事業開始後の遵守事項

信書便事業の実施にあたっては以下の事項を遵守する必要があります。

1 検閲の禁止・秘密の保護



- ▶ 憲法の規定を踏まえ、信書便法では「取扱中に係る信書便物の検閲は、してはならない」とされています。
- ▶ また、信書便事業者の「取扱中に係る信書の秘密は、侵してはならない」とされており、具体的には信書の内容、差出人・受取人の住所・氏名、その他信書に関する一切の事項を差出人・受取人の承諾なく他人に知らせることはできません。
- ▶ さらに、「在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない」とされており、具体的には信書の内容、差出人・受取人の住所・氏名、信書便物の有無、取扱年月日、種類、通数、その他通信の構成要素のすべてを差出人・受取人の承諾なく他人に知らせることはできません。退職後も同じです。
- ▶ 「取扱中に係る信書の秘密」については、捜査機関からの問い合わせであっても、裁判所が発行する令状によらなければ応答できないことになっています。



2 信書便物であることの表示



- ▶ 上記1のとおり信書便事業として取り扱うもの(信書便物)には信書の秘密の保護が求められていることから、信書の秘密の保護が求められているものであることを明確にするために信書便事業者に対し、信書便物であることの表示が義務付けられています。



3 還付できない信書便物の措置



- ▶ 信書便物が何らかの理由で受取人に渡すことも差出人に返すこともできなかった場合、一定の方法により信書便物を開くことができます。
- ▶ それでもなお受取人に渡すことも差出人に返すこともできなかった場合は、施錠できる場所に保管することなどが求められています。



1

報告の徴収・立入検査等



信書便法の施行に必要な限度で、総務大臣は、信書便事業者に対して、以下のように報告を求めたり、立入検査等を行う場合があります。

▶ 報告の徴収

毎年7月10日までに、「信書便物を何通引き受けたか」、「引受けに伴ってどれだけの収入があったか」、「紛失などの事故があった場合はその状況」などの内容(事業実績報告書)を、また、毎事業年度の経過後100日以内に営業の概況などの内容(事業報告書)を報告する必要があります。

▶ 立入検査等

事業開始後初めて信書便物の引受実績があった場合に立入検査が行われます。適正であると判断されると、それ以降は定期的に自主点検を行ってその結果を総務省に報告することになっています。なお、適正ではない場合は翌年度に立入検査を行います。また、重大な事故などが発生した場合は、随時立入検査を行うことがあります。



2

命令・許可の取消し等



信書便の業務の適正な運営を確保するために必要な場合、総務大臣は、信書便事業者に対して、以下のような取消し等を行う場合があります。

- ▶ 重大な事故などの発生に伴って立入検査を行った結果、法令違反の事実が確認できた場合は、事業を計画どおり行うよう、または改善するよう命令することができます。
- ▶ また、上記の命令を行うことなく6か月以内の事業停止を命令したり、あるいは事業の許可を取り消すこともあります。

